

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 49 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 48 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 22 件 |
| 国民年金関係 | 9 件 |
| 厚生年金関係 | 13 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から59年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から61年3月まで

私は、私の夫に勧められて、自分で国民年金の加入手続をした。

申立期間の国民年金保険料は、定額保険料に付加保険料を加算し銀行又は郵便局で納付したはずである。

申立期間の年金手帳はオレンジ色であったと記憶しており、国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことは間違いないので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年7月に国民年金に任意加入した際、併せて付加年金に加入し、申立期間の直前まで国民年金保険料及び付加保険料を納付していることが確認できることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和57年10月から59年3月までについて、i) 当該期間は国民年金被保険者期間であり、保険料の納付書が交付されていたことは明らかであること、ii) A市が保管する被保険者名簿により、当該期間の直前まで定期的に国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことが確認できることから、納付意識が高かった申立人が当該期間の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和59年4月から61年3月までについて、申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市が保管する被保険者名簿により、申立人は、59年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、61年4月1日に同資格を取得していることが確認できることから、当該期間は国民年

金未加入期間であり、申立人は当該期間の保険料を納付できなかったものと推認できる。

また、当該期間において、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和59年4月から61年3月までについて、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から59年3月までの国民年金保険料(付加保険料を含む。)を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

| | | |
|--------|---|-----------|
| 氏名 | : | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : | |
| 生年月日 | : | |
| 住所 | : | |

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年6月15日

社会保険庁（当時）の記録では、A社から支給された申立期間の賞与に係る標準賞与額の記録が確認できない。同社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与明細一覧表により、申立人は、平成19年6月15日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に見合う標準賞与額（別添一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 39 件（別添一覧表参照）

別紙2【厚生年金あっせん一覧表】(北海道)

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日 | 都道府県 | 納付記録の訂正が必要な期間 | 標準賞与額 |
|------|----|--------|--------|------|---------------|-------|
| 2815 | 男 | | 昭和30年生 | | 平成19年6月15日 | 10万円 |
| 2816 | 男 | | 昭和41年生 | | 平成19年6月15日 | 53万円 |
| 2817 | 男 | | 昭和13年生 | | 平成19年6月15日 | 3万円 |
| 2818 | 女 | | 昭和31年生 | | 平成19年6月15日 | 3万円 |
| 2819 | 男 | | 昭和43年生 | | 平成19年6月15日 | 53万円 |
| 2820 | 男 | | 昭和16年生 | | 平成19年6月15日 | 3万円 |
| 2821 | 男 | | 昭和52年生 | | 平成19年6月15日 | 11万円 |
| 2822 | 女 | | 昭和49年生 | | 平成19年6月15日 | 35万円 |
| 2823 | 女 | | 昭和14年生 | | 平成19年6月15日 | 2万円 |
| 2824 | 女 | | 昭和28年生 | | 平成19年6月15日 | 2万円 |
| 2825 | 男 | | 昭和16年生 | | 平成19年6月15日 | 3万円 |
| 2826 | 男 | | 昭和39年生 | | 平成19年6月15日 | 16万円 |
| 2827 | 男 | | 昭和52年生 | | 平成19年6月15日 | 9万円 |
| 2828 | 男 | | 昭和29年生 | | 平成19年6月15日 | 16万円 |
| 2829 | 男 | | 昭和18年生 | | 平成19年6月15日 | 8万円 |
| 2830 | 男 | | 昭和22年生 | | 平成19年6月15日 | 1万円 |
| 2831 | 女 | | 昭和28年生 | | 平成19年6月15日 | 1万円 |
| 2832 | 男 | | 昭和18年生 | | 平成19年6月15日 | 4万円 |
| 2833 | 男 | | 昭和25年生 | | 平成19年6月15日 | 8万円 |
| 2834 | 男 | | 昭和24年生 | | 平成19年6月15日 | 6万円 |
| 2835 | 男 | | 昭和24年生 | | 平成19年6月15日 | 7万円 |
| 2836 | 男 | | 昭和22年生 | | 平成19年6月15日 | 6万円 |
| 2837 | 男 | | 昭和22年生 | | 平成19年6月15日 | 7万円 |
| 2838 | 女 | | 昭和28年生 | | 平成19年6月15日 | 2万円 |
| 2839 | 男 | | 昭和17年生 | | 平成19年6月15日 | 2万円 |
| 2840 | 男 | | 昭和27年生 | | 平成19年6月15日 | 10万円 |
| 2841 | 女 | | 昭和23年生 | | 平成19年6月15日 | 1万円 |
| 2842 | 男 | | 昭和18年生 | | 平成19年6月15日 | 2万円 |
| 2843 | 男 | | 昭和24年生 | | 平成19年6月15日 | 2万円 |
| 2844 | 女 | | 昭和20年生 | | 平成19年6月15日 | 3万円 |
| 2845 | 女 | | 昭和32年生 | | 平成19年6月15日 | 12万円 |
| 2846 | 女 | | 昭和23年生 | | 平成19年6月15日 | 1万円 |
| 2847 | 男 | | 昭和53年生 | | 平成19年6月15日 | 6万円 |
| 2848 | 男 | | 昭和27年生 | | 平成19年6月15日 | 5万円 |

別紙2【厚生年金あっせん一覧表】(北海道)

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日 | 都道府県 | 納付記録の訂正が必要な期間 | 標準賞与額 |
|------|----|--------|--------|------|---------------|----------|
| 2849 | 女 | | 昭和33年生 | | 平成19年6月15日 | 5,000円 |
| 2850 | 女 | | 昭和21年生 | | 平成19年6月15日 | 1万5,000円 |
| 2851 | 女 | | 昭和35年生 | | 平成19年6月15日 | 1万円 |
| 2852 | 男 | | 昭和23年生 | | 平成19年6月15日 | 2万円 |
| 2853 | 女 | | 昭和26年生 | | 平成19年6月15日 | 5,000円 |

第1 委員会の結論

申立人のA社本店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和22年9月1日であると認められることから、同被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 10 月 1 日から 22 年 9 月 1 日まで

A社B支店のC業務担当として、B市D町の現場で継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、当時、同社同支店で勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人の在籍証明書及び申立期間当時の同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和19年3月20日に同社に入社し、申立期間を含め26年7月9日まで同社に継続して勤務していたものと認められる。

また、A社本店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳により、i) 申立人は、昭和21年6月29日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月1日に被保険者資格を喪失していること、ii) 同名簿及び同台帳に「○で囲んだ『郵』」と記載されていることが確認できることから、申立人は申立期間当時、同社本店において団体郵便年金に加入していたものと認められる。

さらに、団体郵便年金の加入者については、厚生年金保険との間で、「団体郵便年金掛け金の厚生年金保険への移管」、「団体郵便年金加入者に対する厚生年金保険の適用除外」、及び「いったん適用除外された者が厚生年金保険に適用されるに至った場合における被保険者期間の通算」という三つの調整措置が行われていたところ、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人は、同社同支店において、上記の調整措置により厚生年

金保険の被保険者期間と認めることとする期限である昭和22年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得していることが確認できる。

加えて、日本年金機構Eブロック本部E事務センターは、「申立人の厚生年金保険被保険者台帳などに記載されている「○で囲んだ『郵』」について、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和21年10月1日から被保険者資格を再取得した22年9月1日までの期間について、団体郵便年金に加入していたことを示している。また、申立人がA社B支店で同年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を再取得していることから、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間と認める調整措置が適用され、申立期間については、厚生年金保険加入期間であると考えられる。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和31年6月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月17日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については記録が無い。申立期間当時、A社本店から同社B支店に転勤し、同社に継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している人事記録、A社健康保険組合が保管している被保険者名簿及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（同社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社では、「申立人は、申立人に係る人事記録から、昭和31年6月16日に本店からB支店への異動を命じられ、同年同月17日に本店において厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることから、B支店における同保険被保険者資格取得日を同日として届出すべきであるところ、届出書類に記載した日付を誤った可能性がある。」と回答しているところ、社会保険事務所（当時）の記録では、申立人の同社本店における資格喪失日は同年同月17日となっていることから、異動については、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和31年7月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥

当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成14年1月から同年12月までは32万円、15年1月から同年12月までは24万円、16年1月から17年12月までは26万円及び18年1月から同年12月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から19年2月10日まで
A社に勤務していた期間のうち、平成11年10月1日から19年2月10日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が22万円となっているが、当該月額に給与が下がった事実はない。
源泉徴収票等があるので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、源泉徴収票、市民税・県民税特別徴収税額の通知書、給与支払報告書及び市・県民税証明書（以下「源泉徴収票等」という。）において推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成14年1月から同年12月までは32万円、15年1月から同年12月までは24万円、16年1月から17年12月までは26万円及び18

年1月から同年12月までは24万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、源泉徴収票等において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が当該期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票等において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、平成11年10月、同年11月及び12年1月から同年12月までの期間については、給与支給明細書において確認できる申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録より高額であることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんの必要性があるとは認められない。

3 申立期間のうち、平成19年1月については、源泉徴収票等において推認できる申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録より高額であることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんの必要性があるとは認められない。

4 申立期間のうち、平成11年12月及び13年1月から同年12月までの期間については、当該事業所に照会したところ、「確認できる書類が無く不明である。」と回答している上、複数の同僚に照会したが、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額及び保険料控除額について確認できる資料及び供述を得ることはできない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和60年3月1日、同資格喪失日を61年4月20日とし、申立期間の標準報酬月額を60年3月は11万円、同年4月は11万8,000円及び同年5月から61年3月までは11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年3月1日から61年4月20日まで

申立期間については、C市にあったA社に勤務していた。所持している申立期間の一部の給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されており、それ以降の給与振込が確認できる預金通帳もあるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、給与振込が確認できる預金通帳及び申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者であったことが健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する勤務開始当初の給与明細書によると、2か月目の給与から厚生年金保険料の控除が開始されていることが確認できるところ、当時の事務担当者は、「厚生年金保険料は翌月控除であった。」と述べている。

さらに、当該事務担当者は、「A社では、従業員全員が厚生年金保険に加入していた。」と述べており、申立人が名前を挙げた同僚の一人は、「私は2回勤務したが、最初のアルバイト勤務の時も厚生年金保険に加入していた。」と述べているところ、自身の記憶する勤務期間については、当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことがオンライン記録により確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、昭和 60 年 3 月及び同年 4 月は給与明細書において確認できる報酬月額から、同年 3 月は 11 万円、同年 4 月は 11 万 8,000 円、同年 5 月から 61 年 3 月までは預金通帳により確認できる給与振込額及び申立人と同じ仕事をしていたとする同僚に係る社会保険事務所（当時）の記録等から、11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、継承会社である B 社に照会したところ、「当時の資料は全く残っていない。」と回答しており、当時の事業主も既に死亡していることから、保険料を納付したか否かについて確認することができないが、当該事業所に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 60 年 3 月から 61 年 3 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における船員保険の被保険者資格取得日は、昭和20年4月1日であると認められることから、申立期間に係る同資格取得日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、120円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年2月20日まで

昭和20年3月にB学校（現在は、C学校）を卒業し、同年4月1日にA社に就職した。自宅待機後、同年6月中旬にD船にE職として乗船したが、D船は同年7月にF港において触雷し座礁したので下船した。自宅待機後、同年9月から同年10月はA社においてG業務に従事し、その後は自宅待機を経て21年2月にH港に繋留していた船舶においてG業務に従事し、同年4月にI船に乗船してJ業務に就いた。

以上のことから、船員保険被保険者資格取得日は昭和20年4月1日であるはずなのに、年金記録では21年2月20日となっているのはおかしいので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

i) 申立人は、B学校を卒業後、A社に就職し、自宅待機を経てD船に乗船した当時の状況について詳細かつ具体的に記憶しており、K船史に記載されているD船の遭難時の状況は、申立人の記憶と一致している上、同史に記載されたD船の乗組員名簿(昭和20年7月10日現在)には、E職見習として申立人の氏名が確認できること、ii) 申立人と同じくE職見習として前述の乗組員名簿に氏名が記載されている同僚は、申立期間において、予備船員であった期間を含め船員保険被保険者であったことが船員保険被保険者台帳により確認できること、iii) 申立人が上司として氏名を挙げた同僚も前述の乗組員名簿にL職として記載されており、同人は申立期間において、船員保険被保険者であったことがオンライン記録により確認できること、iv) オンライン記録により、昭

和 20 年 4 月から当該事業所において船員保険被保険者であったことが確認できる 6 人に照会したところ、回答が得られた 3 人のうち 2 人は、「昭和 20 年 4 月 1 日に採用になった。」と述べており、このうち一人の船員保険被保険者資格取得日は同年 4 月 1 日であることが確認できること、v) 前述の回答のあった 3 人は共に、「予備船員期間においても給与が支給され、船員保険にも加入していた。」と述べており、このうち一人が所持する船員手帳から乗船履歴が確認できるところ、乗船していない期間についても船員保険被保険者であったことが確認でき、申立人の申立内容及び当時の社会状況から推察しても申立人のみが D 船を下船後に船員保険被保険者資格を喪失する事情は見当たらないことから判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務し、船員保険の被保険者であったものと認められる。

一方、船員保険被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人は、昭和 21 年 2 月 20 日に船員保険の被保険者資格を取得した記録となっているが、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿には船員保険被保険者資格取得日は記載されておらず、同年 4 月 1 日標準報酬月額変更と記載があり、書換後の同名簿における同資格取得日は 21 年 4 月 1 日と記載されている上、同台帳には前述の D 船に乗船していた期間の記載は無く、申立期間当時の同名簿も見当たらないことから、同台帳及びオンライン記録の同資格取得日の根拠及び妥当性は不明であり、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録管理が適切に行われていなかったと考えられる。

また、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿に記載されているほとんどの者について、船員保険被保険者資格取得日が記載されておらず、船員保険被保険者台帳にも同資格取得日が記載されている者と記載されていない者が存在する上、同名簿及び同台帳に同資格取得日が記載されていないにもかかわらず、オンライン記録のみ確認できる者も存在することから、当該事業所に係る船員保険被保険者の記録管理が適切に行われていたとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の船員保険被保険者台帳における船員保険の資格取得日に係る記録及びオンライン記録は有効なものとは認められず、事業主は、申立人が昭和 20 年 4 月 1 日に船員保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年生まれで申立人と同じく D 船の E 職であった同僚の船員保険被保険者台帳の記録から、120 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同院における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年10月12日は13万6,000円及び同年12月13日は51万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年10月12日
② 平成17年12月13日

A社から支給された申立期間の標準賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。同社は、事後訂正を行ったが、各申立期間の訂正後の記録は給付に反映されないため、給付される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は、平成17年10月12日及び同年12月13日に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、支給控除項目一覧表における厚生年金保険料控除額から、平成17年10月12日は13万6,000円及び同年12月13日は51万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、

社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和38年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月30日から同年7月1日まで

昭和38年4月1日から平成12年6月30日までA社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。昭和38年7月1日に同社C工場から同社D出張所へ異動したが、申立期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、B社から提出された人事異動報告書及び同社の回答により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和38年7月1日にA社C工場から同社D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る昭和38年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和38年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って

記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 2861

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月30日は70万円、18年12月30日は21万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月30日
② 平成18年12月30日

申立期間①及び②に支給された賞与から、厚生年金保険料がそれぞれ控除されていたが、年金記録に反映されていない。

厚生年金保険料の賞与からの控除を確認できる給与支給明細書があるので、厚生年金保険の給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与支給明細書、A社から提出された支給給与の電算記録及び同社の回答により、申立人は、平成17年12月30日及び18年12月30日に同社から賞与の支払いを受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給与支給明細書の記録から、申立期間①は70万円、申立期間②は21万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和38年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月30日から同年5月1日まで

昭和27年2月にA社に入社し、43年7月に同社の関連会社に転籍するまでの期間は継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。38年5月に同社C出張所から同社D支社に異動しているが、申立期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、B社が保管する申立人に係る職員名簿（台帳）及び同社の回答により、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C出張所から同社D支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記職員名簿（台帳）によると、申立人は昭和38年3月1日付けで異動発令されているが、申立人の社会保険事務所（当時）の記録及び供述並びにB社が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書から判断すると、同年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所に係る昭和38年3月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当で

ある。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和 38 年 5 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 4 月 30 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の厚生年金保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 1758

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月及び同年5月

私は、平成7年6月の転職の際に、職場の総務担当者から「年金はつながっていた方がよいから。」と勧められ、会社の近くにあるA社会保険事務所（当時）に出向き、国民年金の加入手続及び国民年金保険料を現金で納付したことを覚えている。

当時、「将来のためだから。」と何とかやり繰りして納付した国民年金保険料について、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年6月に転職した際に、勤務していた会社の総務担当者に勧められ、A社会保険事務所で、国民年金の加入手続を行い、同事務所で国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人が所持する年金手帳には加入した記録が無い。

また、申立人には、平成3年ごろにB社会保険事務所（当時）から払い出されている国民年金手帳記号番号があるが、これにより申立期間に国民年金の加入手続が行われた形跡は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付について、A社会保険事務所で納付したと主張するが、申立期間当時は、市区町村が国民年金の加入手続及び現年度保険料の収納事務を行っていたことから、A社会保険事務所で保険料を納付したとする主張と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から2年2月までの期間及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年11月から2年2月まで
② 平成2年11月

私は、平成3年4月ごろ、国民年金の加入手続をした後、保険料の未納期間があることが分かり、4年ごろ、銀行から数万円を下ろし手元のお金と合わせてまとめて納付した。

申立期間の国民年金が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、平成3年4月ごろに払い出されたものと推認でき、別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人のオンライン記録、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳により、申立人が国民年金の被保険者となった日は、平成3年4月1日であることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から61年3月まで

私の夫はA市役所の職員であったところ、夫が、夫の職場の年金係の職員から「付加年金に加入して保険料を納付すると、年金を多く受給できる。」と、付加年金に加入することを勧められ、私は夫からそのことを聞いた。

ちょうどそのころ、私がパートで勤め始めることが決まり、収入がいくらか増えることになったので、私は、夫と相談して付加年金に加入することとした。

付加年金の加入手続と保険料の納付については、夫がすべて同市役所で行ってくれた。

その後、昭和61年4月から国民年金の制度が変わり、私は第3号被保険者となったが、付加年金についても継続して保険料を納付したいと夫から同市役所年金係の職員に申し出たところ、もう付加年金には加入することはできないと言われたことがある。

申立期間が付加年金に未加入で、付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、A市役所で申立人の付加年金の加入手続及び付加年金保険料の納付を行ってくれていたとしているが、同市における申立人の国民年金被保険者名簿を確認したところ、申立人が付加年金に加入したことの記載は無い上、同市の申立人の住民基本台帳における国民年金に係る事項を確認したところ、同台帳でも付加年金に加入したこととなっていないことから、申立人は、申立期間について、付加年金に加入していなかったものと考えられる。

また、申立期間当時、A市では国民年金保険料と付加年金保険料をまとめて

1枚の納付書により納付させていることから、同市が、申立期間の123か月という長期間に亘^{わた}って、申立人の国民年金保険料のみが納付されて、付加保険料は納付されなかったと記録していたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立人の夫が、夫の職場の年金係の職員から付加年金に加入することを勧められたとしているところ、その職員がだれであったか不明であるなどの理由により、当該職員から当時の状況等について聴取することができない上、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から52年9月まで

私が勤めていた会社は、昭和48年10月に厚生年金保険の適用外事業所になったため、私の母親に勧められ、A市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、私の父親が納付してくれていたのによく覚えていないが、約5,000円ぐらいだったと記憶している。結婚した昭和52年9月まで国民年金保険料は納付していたので、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年10月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、53年10月23日に任意加入被保険者としてB市で払い出されたものと確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号がA市で払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は未加入期間となり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその父親も既に死亡していることから、申立期間の保険料の納付状況について聴取することはできず不明である。

さらに、申立人が加入手続を行った昭和53年10月は、第3回特例納付期間（53年7月から55年6月まで実施）であるが、申立人は申立期間について強制加入被保険者の資格を取得した形跡は見当たらず、申立人も当該期間の保険

料をまとめて納付した記憶はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から56年4月までの期間、57年9月から58年2月までの期間及び58年10月から62年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年8月から56年4月まで
② 昭和57年9月から58年2月まで
③ 昭和58年10月から62年7月まで

申立期間当時、私の父親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれていたはずである。

その父親は既に死亡しているので当時の具体的な状況は分からないが、申立期間の国民年金保険料が未納とされているのに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであると述べているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の父親は既に死亡していることから、当時の具体的な状況を確認することができない。

また、申立期間①及び②について、当時、申立人は、A市からB市に住所を移転しており、A市に居住していた申立人の父親がB市の区役所において申立人の国民年金への加入手続を行ったものとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号の前後の被保険者状況調査により、申立人が婚姻後の昭和63年5月から同年7月ごろまでに払い出されたものと推認でき、申立人は、このころに国民年金への加入手続を行ったものと考えられる。

加えて、申立期間③について、当時、申立人の姉は、A市において申立人の父親の仕事を手伝っており、その給与から国民年金保険料が控除され、父親が保険料を納付してくれていたと述べているが、姉と同様に父親の仕事を手伝っ

ていたとする申立人は、その給与から国民年金保険料が控除され、父親が保険料を納付してくれていたという記憶がないとしており、ほかに申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年5月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年5月まで

私は、昭和49年1月にA市B区から同市C区（現在は、同市D区）へ転居後すぐに、A市C区D出張所（当時）において住所変更手続と国民年金（付加年金を含む。）加入手続を行い、国民年金保険料（付加保険料を含む。）は、加入した初年度は同出張所で納付し、翌年度からは郵便局で、それぞれ納付書で納付していた。

その際に交付された年金手帳は既に紛失しているが、ページ系の色であったと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年1月ごろに国民年金（付加年金を含む。）に任意加入し、その保険料を付加保険料と併せて納付していたと主張しているが、i）申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号の前後の被保険者状況調査により、50年6月ごろにA市において払い出されたものと推定できること、ii）申立人が50年7月にA市から転居したE市が保管する国民年金被保険者名簿において、国民年金被保険者の資格取得年月日が「50年6月9日任意加入」と記載されていることが確認でき、申立人は、同市における国民年金の住所変更手続の際、当時所持していた国民年金手帳を持参したとしていることを踏まえると、同名簿の資格取得年月日は当該手帳を基に記載されたものと考えられる。したがって、申立人は、国民年金被保険者資格の取得年月日を同年6月9日として任意加入手続を行ったものと推認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかが

わせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、加入当初は加入手続を行ったA市の区役所出張所で、翌年度以降は同市内の郵便局で納付したとしているが、同市が郵便局で国民年金保険料の収納の取扱いを開始したのは、平成6年からであり、申立人の申立ては不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1764

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から 63 年 12 月まで

申立期間当時、会社を転々として定職に就くことができなかったが、私の母親が私の状況を A 市役所の職員に説明し相談したところ、「息子さんの国民年金の方は免除にしておくからいい。」と言われたとの話を母親から聞いた記憶がある。

国民年金の加入手続及び保険料免除申請手続等については母親任せにしていたので詳しい状況は分からないが、母親が私の加入手続を行い、免除申請を行ってくれていたことは間違いないと思っている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続を行ってくれていたはずであると主張しているが、仮にその母親が、申立期間当時、申立人の国民年金の加入手続及び保険料免除申請手続を行っていたとすると、申立人に対し、国民年金記号番号が払い出されているはずであるが、申立人の基礎年金番号の記録には厚生年金保険記号番号のみが記録され、国民年金記号番号の記録が無い。

また、申立人が当時居住していた A 市において、申立人に対し同記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続を行った記憶がないとしており、申立人自身もこれらの手続に関与していないことから当時の状況等を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料に係る免除申請手続を行ったことを示す関連資料が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されてい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月及び52年9月から53年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月
② 昭和52年9月から53年7月まで

申立期間①について、私は、昭和47年8月に当時勤務していた会社を退職し、すぐにA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料1か月分を納めて翌月9月21日にC社に就職した。申立期間②については、私は無職であったが、国民年金手帳に記載されているとおりに保険料納付を行ってきた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年8月に国民年金への加入手続を行い、年金手帳に記載されている記録どおりに申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと述べているが、同手帳の記録は、国民年金の被保険者としての資格記録が記載されているものであり、保険料の納付を意味するものではない。

また、i) オンライン記録により、申立期間①及び②は、平成11年12月に国民年金の資格記録が訂正されたことにより新たに整理された未納期間であり、当該整理時点までは国民年金の未加入期間であったことが確認できること、ii) 申立人の国民年金記号番号は、前後の番号の被保険者状況調査等により、昭和60年4月ごろに払い出されたものと推認でき、仮に当該払出時点において、申立期間の資格記録が整理されていたとしても国民年金保険料の納付について時効が完成していることから、申立期間は保険料の納付ができない期間である。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳以外に手帳が交付されたことはなく、当該手帳を持参して申立期間の国民年金の再加入手続を行ったとして

いるが、同手帳の発行元はD県であり、申立人が、申立期間直後の昭和 53 年 8 月に、D 県の厚生年金保険適用事業所に勤務した際に発行されたものと推認できることから、申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年7月までの期間及び39年4月から40年1月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年10月から38年7月まで
② 昭和39年4月から40年1月まで

私は、申立期間①及び②当時は自営業を営んでいたが、国民年金保険料の納付が困難になったことから、私自身で、A市B区役所と何回かの電話のやり取りで、保険料の免除申請を行ったと記憶している。

申立期間以降の国民年金保険料の未納期間については、免除申請手続及び国民年金保険料の納付を行っていなかったと認識しているが、申立期間①及び②については、免除申請手続を行ったと記憶しているので、当該期間を申請免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②における国民年金保険料の免除申請手続について、A市B区役所と何回かの電話のやり取りで行ったと述べているところ、同市では、i) 免除申請手続は、その更新手続も含めて電話では行うことができず、必ず書面で行うこととされていること、ii) 当該期間当時は同市B区出張所として国民年金に関する業務を行っていたものの、被保険者はその住所を管轄する出張所以外で、免除申請手続を行うことはできなかつたこととしており、申立人の申立書及び特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人の当該期間における住所地はB区以外（現在のA市C区）であることが確認できることから、当時、申立人の住所を管轄する出張所は同市B区出張所ではなく、申立人は同出張所で免除申請手続を行うことはできないなど、申立人の説明は申立期間当時の申請免除の取扱いと一致しない。

また、申立人の特殊台帳により、申立人は、昭和49年5月にA市B区へ転

居していることが確認でき、オンライン記録により、50年4月から国民年金保険料が申請免除されていることも確認できることから、当該期間の申立人の住所地を管轄する区役所はA市B区役所であり、申立人が同区役所で免除申請を行ったとする記憶と符合することを踏まえると、申立人が同手続を最初に行った時期は申立期間ではなく、50年4月であると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料に係る免除申請を行ったことを示す関連資料が無い上、ほかに当該期間の保険料が免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 年 1 日から平成 2 年 3 月 30 日まで
申立期間においては、実兄が設立したA社に勤務していた。厚生年金保険料の控除について確認できる資料は無いが、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、申立人の実兄が設立したA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、当該事業所は、商業登記簿謄本により昭和 54 年 9 月 5 日に設立していることが確認できるものの、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、申立期間当時の代表取締役である申立人の実兄は既に死亡しており、申立人は、平成 9 年 1 月 6 日に同社の代表取締役に就任しているが、「実兄が亡くなり、会社清算のために私が代表取締役となったが、申立期間当時の書類は引き継いでいない。」と供述している上、同僚の氏名も記憶していないことから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は当該事業所に係る被保険者記録が無い上、申立人の国民健康保険の加入状況についてB市に照会したところ、申立人は、申立期間において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時の代表取締役は、申立期間において国民年金に加入し、申立期間の一部について同保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与か

ら控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月 19 日から 58 年 11 月 30 日まで
昭和 56 年 6 月 1 日から 58 年 11 月 30 日まで A 社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、同僚の供述から判断すると、申立人が A 社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、昭和 59 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、平成 8 年 6 月 1 日に解散しており、事業主も所在が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した同僚 6 人に照会したところ、回答が得られた 3 人のうち 1 人は、「申立人は申立期間において、勤務していた。」と供述しているものの、他の二人は、「申立人が勤務していたか否かは分からない。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の給与からの控除について確認できる具体的な供述は得られなかった。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における離職日は昭和 56 年 11 月 18 日となっており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における厚生年金保険の被保険者資格喪失日(離職日の翌

日) と一致している。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月 2 日から 35 年 8 月 3 日まで
② 昭和 36 年 10 月 2 日から 39 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を受給しているため年金額に算入されないとの回答があった。

脱退手当金を請求したことも、もらった覚えもないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年4月1日の前後3年以内に資格喪失した者10人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、4人(申立人を含む。)に脱退手当金の支給記録が確認できる上、そのうち3人(申立人を含む。)が資格喪失日から約5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、当時の同僚の中に事業者が代理請求していた旨を供述している者もいることを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがわれる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日の約4か月後(昭和39年8月15日)に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 11 月 12 日まで
② 昭和 44 年 10 月 1 日から 47 年 10 月 2 日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間については脱退手当金を受けているため年金額に算入されないとの回答があった。脱退手当金は受け取った記憶がないので、申立期間について年金額に反映される被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は昭和 47 年 12 月 1 日に支給決定されているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、支給決定後間もない同年 12 月 22 日に旧姓から新姓に変更されている（同払出簿の備考欄に「47.12.22 氏名変更」と記載されている。）ことを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 28 日から 19 年 3 月 1 日まで
② 平成 19 年 10 月 16 日から同年同月 24 日まで

厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間①及び②については加入記録が無い。

A社に平成 18 年 11 月 1 日から 21 年 7 月 1 日まで常用型派遣社員として継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成 18 年 12 月 28 日から 19 年 2 月 1 日までの期間について、A社は、「申立人は在籍しておらず、給与は支払っていない。」と回答しているところ、同社から提出された平成 19 年度賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、申立人に対して給与が支払われていないことが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成 19 年 2 月 2 日から同年 2 月 28 日までの期間については、当該事業所の賃金台帳及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は当該事業所に雇用されていたことが確認できるが、当該事業所は、「申立人については、平成 19 年 2 月 2 日から同年同月 28 日まで雇用していたが、社会保険に加入させない雇用関係と解し、厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、当該事業所において、平成 18 年 11 月 1 日前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立人と同様に同年 12 月に同資格を喪失し、その後再び同資格を取得した者 9 人に照会したところ、回答が得られた一人は、「私は、常用型派遣社員であったが、派遣終了から

次の派遣開始までの期間については、給与が支払われず、厚生年金保険に加入していなかった。厚生年金保険に加入する際は、その都度事業主から説明を受けた。」と供述している。

- 2 申立期間②について、申立人は、A社において継続して勤務していたと述べているが、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び健康保険組合の加入記録により、申立人は、平成19年10月16日に資格喪失し、同年同月24日に資格取得していることが確認でき、これは、厚生年金保険被保険者記録と一致している。

また、当該事業所は、「申立人については、平成19年10月16日にいったん解雇し、同年同月24日に再雇用している。したがって、申立人が申立期間②について勤務していた事実は無い。」と回答している

- 3 事業主は、「派遣社員が会社等に派遣されていない期間は、当該職員を雇用していない期間としており、同期間は給与を支払っておらず、厚生年金保険料も控除していない。」と供述していることから、当該事業所では、派遣社員について、会社等に派遣している期間を雇用期間として厚生年金保険に加入させ、同保険料を給与から控除する取扱いを行っていたと推認できる。
- 4 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月1日から32年4月20日まで
② 昭和32年6月1日から同年9月1日まで
③ 昭和32年10月8日から同年12月30日まで
④ 昭和34年5月1日から同年8月1日まで
⑤ 昭和35年4月1日から同年8月1日まで
⑥ 昭和35年10月18日から同年12月16日まで
⑦ 昭和38年6月26日から同年8月29日まで

申立期間①は、A社B支店にC職として勤務していた。

申立期間②及び③は、D社に季節雇用として勤務していた。

申立期間④及び⑦は、E社に季節雇用として勤務していた。

申立期間⑤及び⑥は、F社に季節雇用として勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、A社B支店は、平成16年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、同社本社に申立人の勤務実態及び同保険の適用状況について照会したところ、「申立人に関する資料等が現存していないため、不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、申立人の申立てに係る事実を確認することができないことから、当該事業所において厚生年金保険の加入記録（申立期間①を含む。）が存在し、生存及び所在が確認できた5人に

照会したところ、回答が得られた二人のうち一人は、「申立人を知らない。」と供述している上、他の一人も「申立人と一緒に勤務していたかは不明。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる具体的な資料及び供述を得ることができない。

さらに、前述の同僚が名前を挙げたその他の同僚も、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

加えて、A社B支店に係る申立期間①前後の昭和25年6月から34年2月までの健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には、申立人の氏名は記載されていない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、D社に季節労働者として勤務し、退職後は失業保険給付を受けていたと申し立てているが、オンライン記録によると、当該事業所は平成14年1月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したが回答を得ることができないことから、申立人の申立期間②及び③における勤務形態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、申立人の申立てに係る事実を確認することができないことから、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が存在し、生存及び所在が確認できた5人に照会したところ、唯一回答が得られた者は、「申立人の名前に記憶がない。厚生年金保険の加入記録が勤務期間と一致しているかどうかは分からない。」と供述している。

さらに、D社に係る昭和32年2月から同年11月までの被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は同年9月1日、資格喪失日は同年10月8日と記載されており、訂正等の形跡も無い。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間④及び⑦について、申立人は、E社に季節労働者として勤務し、退職後は失業保険の給付を受けていたと申し立てているが、オンライン記録によると、当該事業所は昭和34年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間④のうち、同年5月1日から同年6月30日までは適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当該事業所は昭和42年10月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後、再度、52年10月1日に同保険の適用事業所になっていることから、申立人の勤務実態等について照会したところ、「当社は、昭和30年代に設立し、一度休業状態となり、その後現在の社長が引き継いだ会社である。前の経営者とは関係がなく、照会内容を確認する資料も無い。」と回答している上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間④

及び⑦に係る申立人の勤務形態及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、申立人の申立てに係る事実を確認することができないことから、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が存在し、生存及び所在が確認できた10人に照会したところ、回答が得られた二人のうち一人は、「申立人の勤務期間までは分からないが、一緒に勤務していたような記憶がある。」と述べているものの、他の一人は、「申立人と一緒に勤務していたかどうか分からない。厚生年金保険の加入記録が勤務期間と一致しているかどうかは分からない。」と供述している。

加えて、E社に係る被保険者名簿によると、昭和34年8月1日から35年1月20日までの期間及び38年6月6日から同年6月26日までの期間以外に申立人の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間④及び⑦における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間⑤及び⑥について、申立人が保管する昭和35年5月と記された写真及び申立人が季節労働者として勤務し、退職時には失業保険給付を受けたとの記憶から判断すると申立期間⑤については、F社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和35年8月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間⑤は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、申立人も該当日以前の厚生年金保険料控除について記憶していない。

また、当該事業所は昭和38年3月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は所在が不明のため、申立人の勤務形態及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、申立人の申立てに係る事実を確認することができないことから、オンライン記録により、当該事業所において昭和35年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、生存及び所在が確認できた5人に照会したところ、3人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立てについて確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

加えて、F社に係る被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和35年8月1日、資格喪失日は同年10月18日と記載されており、訂正等の形跡も無い。

このほか、申立人の申立期間⑤及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人

も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月から同年9月20日まで

申立期間はA社に職員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社で同期採用であったとする同僚4人のうち2人が、いずれも「申立人は昭和28年3月からA社に勤務していた。」と供述していること、当該同僚4人のうち他の1人が、「申立人は昭和28年9月までA社に勤務していた。」と供述していること、及び同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間において同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者が、「申立人は、昭和28年3月から同年9月まで、A社で私の助手としてB業務に従事していた。」と供述していることから判断すると、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A社は平成13年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も所在が不明であることから、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が当該事業所で同期採用であったと供述する同僚4人については、当該事業所の被保険者名簿によると、いずれも、申立人が当該事業所を退職したと供述する昭和28年9月19日の翌々の同年9月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、申立期間において同保険の被保

険者であった形跡は無いほか、当該同僚4人に照会したところ、いずれも「昭和28年3月又は同年4月に採用された。」と供述する一方で、これらの者から、同保険の被保険者資格を取得する前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、当該事業所の被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった後の昭和28年4月から同年12月末までの間に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち、申立人が保管する当該事業所のOB名簿により当該事業所職員であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者3人に照会したところ、回答が得られた二人のうち一人は、自身が記憶する採用時期から1か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、他の一人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる以前から勤務していたと供述するところ、適用事業所となってから約1年後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、これらの者からも、同保険の被保険者資格を取得する前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、上述の同僚4人のうち1人が、「昭和28年3月に同期入社した者は、A社加盟店の従業員を含め30人ほどいた。」と供述しているところ、当該事業所の被保険者名簿によれば、昭和28年3月に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は確認できない上、同年4月、同年5月、同年6月に同資格を取得した者も、それぞれ3人、6人、15人にすぎないことが確認できる。

その上、当該事業所に係る被保険者名簿においては、申立人の氏名は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 7 月から 51 年 7 月 1 日まで
② 昭和 61 年 7 月から 62 年 8 月まで
③ 昭和 62 年 8 月から 63 年 7 月まで

申立期間①は、A市B区にあったC社D支店に正社員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、A市B区にあったE社D支社に正社員として勤務し、F業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③は、A市B区にあったG社D支社に正社員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、C社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が昭和 51 年 6 月以前から同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 51 年 7 月 1 日であることが確認でき、申立期間①においては同保険の適用事業所であった形跡は無いほか、当該事業所に係る被保険者原票によると、当該事業所で同保険の被保険者であった者 13 人は、いずれも同日に同保険被保険者資格を取得し、同年 8 月 11 日に同資格を喪失したことが確認できる。

また、商業登記簿謄本の記録によると、当該事業所の設立年月日は昭和51年1月20日であることが確認でき、申立期間①のうち50年7月から同日までの期間は、当該事業所が設立される以前の期間であったことが確認できる。

さらに、事業所名簿によると、当該事業所は昭和51年8月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も所在が不明であるほか、商業登記簿謄本の記録により、当該事業所の役員であったことが確認できる者に照会したものの、回答は得られず、当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

一方、H社に照会したところ、「当社と代理店であるC社は会社組織が別であり、同社の従業員とは雇用関係が無いため、同社の従業員や厚生年金保険の適用状況については不明である。」と回答しており、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認することができなかった。

加えて、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

その上、当該事業所に係る被保険者原票により、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者5人に照会したところ、回答が得られた3人のうち1人は、「昭和51年7月以前にC社で勤務したことは無い。」と供述しているほか、他の一人は、「C社に勤務していた期間については記憶していない。」と供述している一方で、別の一人は、「C社には1年数か月間勤務していた。」と供述しているものの、同人から厚生年金保険に加入していない期間において同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

なお、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、E社が保管する退職者名簿一覧により、申立人が昭和61年7月28日から62年8月18日までの期間において同社I支店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、E社に照会したところ、「当社I支店の従業員に係る給与事務及び社会保険事務は本社で行っていたが、申立人は、当社と業務委託契約を結んだ歩合給制のJ業務員であり、当時、歩合給制のJ業務員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった上、同社が保管する昭和61年分及び62年分の報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書によれば、申立人が申立期間②において支払を受けていたものはJ業務員報酬手当であったことが確認できる。

また、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、オンライン記録により、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者6人に照会したところ、回答が得られた4人のうち2人が申立人を知っていると供述しているものの、このうちE社I支店で事務担当であったとする一人は、「申立人はK職であったが、当時、K職は歩合給制で社会保険には加入していなかった。」と供述しているほか、同社L本場でK職長であったとする他の一人は、「申立人はK職で歩合給制の社員であった。当時、K職は一部の管理職のみが正社員であり、歩合給制の者は個人事業主扱いであったため、厚生年金保険には加入させておらず、給与から同保険料を控除することもなかった。」と供述しており、いずれも、上述の当該事業所からの回答を裏付ける供述を行っている。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、オンライン記録によると、A市B区に所在するG社D支社が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無く、商業登記簿謄本の記録によっても、同支社が当該地域に所在していたことは確認できない。

また、M社に照会したところ、「G社D支社は当社の子会社ではあったが、昭和61年9月30日をもってすべての営業活動を停止しており、当社が保管する昭和62年度の営業報告書においても、同支社が休眠状態にあると記載されている。なお、同支社の社員名簿や厚生年金保険の関係資料等については、当社では一切保管していない。」と回答しており、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

さらに、A商工会議所に照会したところ、「G社D支社は当所の会員ではなく、また、当所が管理する特定商工業者法定台帳（会員以外の事業所を含むもの）を確認したものの、同支社は該当がなかった。」と回答しており、当該事業所の事業主等に係る情報は得られなかった。

加えて、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月 6 日から 54 年 8 月 11 日まで

申立期間はA社にB業務担当として勤務し、毎月 25 万円から 30 万円の給与を支給されていたが、オンライン記録では、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が 10 万 4,000 円から 12 万 6,000 円と記録されている。当時の部屋代が 3 万 6,000 円ぐらいであり、昭和 52 年 10 月に結婚もしたので、記録どおりの給与月額では生活できなかった。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金記録確認第三者委員会が行う標準報酬月額の認定においては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

A社が保管する申立人の昭和 53 年分及び 54 年分給与所得の源泉徴収票及び申立人が保管する昭和 54 年度の所得・納税証明書により、申立人が両年において同社から支払われたことが確認できる給与及び賞与の合計額（昭和 53 年は 172 万 1,252 円、54 年は 166 万 6,525 円）を給与支給月数（昭和 53 年はA社が保管する労働者名簿により申立人が休職していたことが確認できる同年 7 月及び同年 8 月を除く 10 か月、54 年は退職月を 2 分の 1 か月とした 7.5 か月）で除した額（昭和 53 年は 17 万 2,125 円、54 年は 22 万 2,203 円。ただし、いずれも賞与額についても給与に按分した額。）は、いずれも、申立人が申立

期間において同社から支払われていたと主張する報酬月額より低額である。

また、当該源泉徴収票により、申立人が事業主により源泉控除されていたと認められる昭和53年の社会保険料の金額（10万6,597円）は、オンライン記録で確認できる毎月の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の年合計額（6万1,789円）、健康保険料の年合計額（4万4,660円）、及び給与等の総支給額から推計される雇用保険料額（8,606円）を合計した額（11万5,055円）より低額であるほか、54年の社会保険料の金額（8万9,366円）は、オンライン記録で確認できる毎月の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の年合計額（4万5,864円）、健康保険料の年合計額（3万3,040円）、及び給与等の総支給額から推計される各年の雇用保険料額（9,166円）を合計した額（8万8,070円）とほぼ合致していることから、いずれも特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたと供述する同僚7人に照会したところ、回答が得られた5人のうち当時の給与月額に係る供述が得られた4人（申立人が自身と日々同じ行動をとり、残業の実態も同様であったと供述する者二人のうち回答が得られた一人を含む。）は、いずれも、「当時支払われていた給与月額と標準報酬月額の記録はおおむね合致している。」と供述している上、このうち申立人が前任者であったと供述する者は、「当時の私の給与月額は20万円か22万円ぐらいであり、残業は多かったものの一定の制限があったことから、申立人がそれ以上の額を支給されていたとは考えられない。」と供述しており、申立人が課長であったと供述する者は、「私は当時、月額32万円ほどの給与を支給されていたが、申立人がこれを上回る給与を支給されていたはずがない。」と供述しているほか、申立人が支店長であったと供述する者も、「当時の私の給与月額は32万円ぐらいであったことから、申立人の給与月額は標準報酬月額の記録どおり10万円から12万円ぐらいではないか。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者4人に照会したところ、回答が得られた3人のうち当時の給与月額に係る供述が得られた二人は、いずれも、「当時支払われていた給与月額と標準報酬月額の記録はおおむね合致している。」と供述している上、このうち一人は、「私の当時の給与月額は10万円から13万円であったことから、ほぼ同年齢の申立人も同様であったと思う。また、申立人が主張する給与月額25万円から30万円は、当時の部長クラスの給与月額と思われる。」と供述しており、これらの者から申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

その上、当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（昭和52年6月14日付け）、厚生年金保険被保険者報酬月額

算定基礎届（昭和 52 年 8 月 8 日付け）及び厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（昭和 53 年 8 月 1 日現在）、並びに A 健康保険組合が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（昭和 52 年 6 月 13 日処理）、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（昭和 52 年 8 月 1 日現在）及び健康保険被保険者報酬月額変更届（昭和 53 年 8 月 17 日受付け）によれば、申立期間について事業主が社会保険事務所（当時）及び同健康保険組合に届け出た報酬月額は、申立人の当該事業所に係る被保険者原票の記録といずれも合致していることが確認できる。

一方、申立人は、「社会保険庁（当時）と会社が癒着していた。」と主張するが、年金記録確認第三者委員会の調査審議において、標準報酬月額に関して社会保険庁による不適切な事務処理があったと認められるのは、オンライン記録等により、当該標準報酬月額の記録が一定期間以上さかのぼって訂正されたことが確認できる場合であるところ、オンライン記録及び申立人の当該事業所に係る被保険者原票によれば、申立人が昭和 52 年 6 月 6 日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得してから、54 年 8 月 11 日に同資格を喪失するまでの期間において、標準報酬月額の記録が訂正された形跡は無い。

なお、申立人は、労働者名簿において昭和 53 年における休職期間が同年 7 月及び同年 8 月と記載されていることについて、「昭和 53 年 3 月ごろから同年 7 月か同年 8 月まで入院したため、当該休職期間の記載は誤りであり、同年の報酬月額はより高額であった。」と主張するが、申立人が主張する入院期間のすべてが事業主により休職扱いとされ、給与が支払われなかったことをうかがわせる事情は見当たらない上、仮に、より高額の報酬が支払われていたとしても、上述のとおり、源泉徴収票で確認できる同年の社会保険料控除額は、オンライン記録で確認できる毎月の標準報酬月額等から算出される社会保険料等の金額とほぼ合致しているか又はこれより低額であることから、特例法によるあっせんの対象とはならない。

そして、申立人は、「会社が保管する源泉徴収票は改ざんされた可能性がある。」と主張するが、申立人が保管する昭和 54 年度の所得・納税証明書に記載された昭和 53 年の給与支払額は、同年分の源泉徴収票に記載された給与及び賞与の合計額と合致しており、ほかに当該源泉徴収票が改ざんされたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで
申立期間はA市B区にあるC事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間においてC事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、C事業所に照会したところ、「当事業所はD共済制度加入校であるため、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者ではなく、D共済制度加入者であった。」と回答している上、同事業所が保管するD共済組合員資格取得報告書及び同資格喪失報告書により、事業主は、申立人が昭和61年4月1日に同資格を取得し、63年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を行ったことが確認できる。

また、E事業団に照会したところ、「申立人は、昭和61年4月1日から63年4月1日までD共済制度加入者であった。」と回答していることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者ではなく、D共済制度加入者であったものと認められる。

このほか、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月30日から2年10月1日まで
平成元年6月30日から5年4月1日まで、A社（現在は、B社）に勤務した。
申立期間の給与月額は約40万円であったと記憶しているが、当該事業所における標準報酬月額について確認したところ、22万円と低額であった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、平成元年6月の入社時から残業が多かったため、月額約40万円の給与が支給されていたが、オンライン記録によると、同年6月の厚生年金保険被保険者資格取得時から2年9月までの標準報酬月額が22万円と低額となっており、記録の訂正を申し立てている。

申立人の標準報酬月額については、申立人が平成元年6月30日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、原則として、申立人の同年10月の標準報酬月額の定時決定は、同年7月に支給された同年6月分の報酬額で決定することとなる。

しかし、申立人の当該事業所の入社日は、平成元年6月30日であったことから、報酬支払の基礎となる日数が同日の1日しかなく、標準報酬月額算定に必要な20日（当時）に満たないため、同年7月支給（6月分給与）の報酬額を算定の基礎とすることができない。

この結果、社会保険事務所（当時）では、平成元年10月の申立人に係る定時決定の標準報酬月額について、保険者算定により厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額を適用したものと考えられる。

したがって、仮に申立人がその主張どおり、申立期間中の平成元年7月給与（平成元年8月支給分）から、残業手当等により高額な報酬月額が支給されていたとしても、基本給等の固定的賃金に変動が無い限り、元年10月から2年9月までの期間においても、標準報酬月額は改訂されないこととなり、オンライン記録にある申立人の標準報酬月額に不自然な点は認められない。

また、オンライン記録から、申立期間及びその前後の期間において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚13人に照会したところ、8人から回答を得られたが、いずれも本人が記憶する当時の給与支給額とオンライン記録にある標準報酬月額は一致すると回答している。

さらに、上記の同僚の一人は、当時の給与明細書を所持しているところ、申立人が当該事業所に入社してから2か月後の平成元年9月1日に入社し、厚生年金保険被保険者資格を取得した同年9月から同年12月までの期間において、オンライン記録にある標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

加えて、事業主は、「従業員の給与等の関係書類は、10年で廃棄しているため、申立人の厚生年金保険の届出については分からない。」と回答していることから、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額の届出及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月ごろから同年 6 月ごろまで
昭和 57 年 1 月ごろから同年 6 月ごろまで、A社のB作業員としてC県D町のE事業の仕事に従事した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する具体的な供述内容及び同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間中にA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所となった形跡が無い上、当該事業所の所在地を管轄する法務局にも、商業登記の記録が無いほか、事業主とは連絡が取れないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、オンライン記録によると、事業主は、申立期間において、A社と異なる別の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、事業主のほか同僚二人の名前を挙げているが、このうち一人は、姓のみしか分からないため、本人の特定ができず連絡が取れない上、残りの同僚は、「昭和 52 年ごろから 7 年間ほどA社でB作業員として勤務した。申立人とは、申立期間にC県D町のE事業現場で、一緒にB作業員として勤務したことがある。A社は、厚生年金保険の適用のない会社で、給料から厚生年金保険料を控除されていなかった。また、健康保険は、日雇健康保険であ

ったと思う。」と供述している。

加えて、オンライン記録によると、上記の同僚は、申立期間において厚生年金保険被保険者としての記録が確認できず、当該同僚の供述とも符合する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成10年3月31日であるとの回答をもらったが、同年3月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、当時の事業主及び同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成10年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同年4月1日以降、適用事業所としての記録が無いことが確認できる。

また、当時の事業主は、「申立期間当時は、会社の経営状況が悪く、健康保険料及び厚生年金保険料の納付が滞っていた時期であった。このため、厚生年金保険から脱退した場合は、当該月の厚生年金保険料を納付する必要がないことから、平成10年3月31日付けで健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届を社会保険事務所（当時）に提出した。また、従業員に対しては、同年3月以降、雇用保険は継続して加入するが、国民年金には各自で加入手続するとともに、健康保険は国民健康保険又は健康保険の任意継続を各自選択して加入するよう説明しており、同月の厚生年金保険料については、給与から控除しなかった。」と供述しているところ、オンライン記録により、当該事業所において平成10年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者が5人(申立人を含む。)いるが、このうち、申立人を除く全員が同日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、B協会C支部の回答により、申

立人を含む4人が、同日に健康保険の任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が当時の事務担当者であったとする事業主の元妻は、「給与計算及び社会保険関係事務は、すべて事業主自らが行っていたので、当時の状況は分からない。」と供述し、唯一回答が得られた同僚については、「当時の給与明細書を所持しており、申立期間に係る厚生年金保険料は、給与から控除されていなかった。」旨の供述をしている。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。